

後期高齢者医療の被保険者証は

二月下旬にお送りします

郵便でお送りします

平成二十年四月一日から後期高齢者医療制度が始まります。この制度では、七十五歳（一定の障害があり、申請により認定を受けられた方は六十五歳）以上の方全員が対象（被保険者）となります。

対象となられる方には、後期高齢者医療の被保険者証を三月下旬にお送りします。三月末までに被保険者証が届かない場合は、市民課までお問い合わせください。

また、老人保健で限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けておられる方は、後期高齢者医療の認定証や受療証を被保険者証と一緒ににお送りします。

医療機関などで医療を受けられるとき

四月一日以降は、お送りした後期高齢者医療の被保険者証で医療を受けてください。従来の老人保健法医療受給者証や医療保険の被保険者証は使えません。医療機関などの窓口では、後期高齢者医療の被保険者証を必ず提示してください。

なお、医療機関などの窓口で

の負担割合は老人保健と同様ですが、所得や世帯の状況によって変更されることがあります。

後期高齢者医療の給付

後期高齢者医療制度では、老人保健と同様の給付が受けられるほか、葬祭費や新たに高額介護合算療養費（）が支給されます。給付の申請は、従来どおり各庁舎窓口センターでの手続きとなります。

医療が高額になった世帯に介護保険の受給者がおられる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、世帯ごとの負担区分に応じた限度額を超えた場合に支給される制度です。

老人保健の障害認定を受けている六十五歳以上七十五歳未満の方

そのまま後期高齢者医療の被保険者となりますが、本人の申請により被保険者とならないこともできます。その場合は、三月末までに各庁舎窓口センターで手続きを行ってください。

また、後期高齢者医療の被保険者となった後、いつでも取り下げることができます。



四月二日以降に後期高齢者医療の被保険者となられる方

四月二日以降に七十五歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日から後期高齢者医療の被保険者となります。新しい被保険者証は誕生日までにお送りします。

また、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた六十五歳以上の方は、認定日から被保険者となります。

広域連合の役割と市の事務

この制度の運営は、兵庫県内すべての市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行います。市では、被保険者証の引き渡しや保険料の徴収、各種届出、申請の受付などの窓口業務を行います。

老人保健と同様に、各種届出や申請は、従来どおり各庁舎窓口センターで手続きを行ってください。

問い合わせ

市民生活部市民課

(滝野庁舎)

☎48-3004

平成20年4月から土・日・祝日の死亡届は社庁舎のみで受け付けます

今まで3庁舎で受け付けていました休日（土・日・祝日）の死亡届は、届出にいられた方の待ち時間短縮のため、職員1名が常駐（8:30～17:30）し社庁舎のみでの受け付けに変更いたします。取り扱いが変更になりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

問い合わせ

市民生活部市民課（滝野庁舎）

☎48-3002

【届出に必要なもの】

死亡届書

届出人の認印（朱肉で押す印鑑）

火葬場・霊柩車使用料 40,000円程度

（これは管内料金です。地区により料金が異なります）

火葬場予約手続きのため8:30～17:00の間にお越しください。

また、お越しの際は葬儀日時をおおむね決めてからお越しください。（火葬場の予約状況によりご希望の時間をお取りできない場合がありますがご了承ください）